

大阪港湾局低入札価格調査制度実施要領（建設工事版）

第1 目的

この要領は、大阪府知事が所管する府営港湾及び海岸について、大阪港湾局が発注する建設工事のうち、低入札価格調査制度を適用する建設工事について、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）（以下「要綱」という。）及び大阪府総務部契約局低入札価格調査実施マニュアル（建設工事版）（以下「マニュアル」という。）に定められた事項のほか、低入札価格調査の実施に必要な事項を定める。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、要綱第2条の各号によるほか、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」に規定するとおりとする。

第3 低入札価格調査制度の適用対象

次に掲げる建設工事の入札については、低入札価格調査制度を適用する。ただし、災害復旧等の緊急を要する工事又は早期の契約締結を必要とする補正予算に係るもので低入札価格調査制度によった場合、その目的達成に著しい支障が生じると認められる工事は、適用除外とできるものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用する建設工事
- (2) 予定価格が4.0億円以上の土木一式工事
- (3) 予定価格が6.8億円以上の建築一式工事（付帯設備工事を除く。）
- (4) 予定価格が4.0億円以上の舗装工事
- (5) 予定価格が4.0億円以上の造園工事
- (6) 予定価格が4.0億円以上の鋼橋上部工事（補修工事を除く。）
- (7) 予定価格が4.0億円以上のP C橋上部工事（補修工事を除く。）
- (8) プラント設備工事（補修工事を除く。）
- (9) 予定価格が2.3億円以上の電気工事・電気通信工事・管工事
- (10) その他、大阪港湾局長が必要と認める工事

第4 失格基準価格の適用

低入札価格調査制度を適用した場合は、次に掲げる工事を除いて、失格基準価格を適用する。

- (1) 國際競争入札案件
- (2) 総合評価落札方式（技術提案型（高度））を適用する案件のうち、その目的達成に著しい支障が生じると認められるもの

第5 失格となる判断基準

調査基準価格を下回る価格の入札が行われ、低入札価格調査に必要となる、当該入札者から提出された資料（以下「調査資料」という。）の調査及び審査を行う場合において、当該入札を失格と判断するための基準（以下「失格判断基準」という。）は、別に定めるものとする。

第6 積算等技術的事項に関する調査の実施

契約局建設工事課長から、積算等技術的事項に関する調査（以下、「調査」という。）の依頼があった場合は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）の各課に設置する低入札価格調査部会（以下、「部会」という。）において、調査資料が全て整っていることを確認する。

- 2 前項に定める調査において、調査資料が全て整っていないことが確認されたときは、大阪港湾局低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）に報告し、その結果を契約局建設工事課長に報告するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、委員会において審査するものとする。
- 3 第1項に定める調査において、調査資料が全て整っていることが確認できた場合は、以下の内容について、調査資料の審査、ヒアリング、関係機関への照会等の調査を部会において実施するものとする。
なお、調査資料の様式は、別に定めるものとする。

- (1) その価格により入札した理由（入札価格の詳細な内訳を徴する。）
- (2) 入札価格に係る内訳書、明細書の内容
- (3) 手持ち資材、手持ち機械の状況
- (4) 下請予定業者の状況
- (5) 品質確保体制の状況
- (6) 安全衛生管理体制の状況
- (7) その他の必要な事項

第7 契約に適合した履行がなされると認めた場合の措置

部会長は、部会による調査及び審査の結果、調査対象者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、委員長に報告した上で、契約局建設工事課長に報告するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、委員会において調査及び審査するものとする。

第8 契約に適合した履行がなされないと認めた場合の措置

部会長は、部会による調査及び審査の結果、最低価格入札者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされないと認めたときは、調査及び審査の結果並びに意見を記載した書面を作成し、委員会の議を経て契約局建設工事課長に報告するものとする。

第9 低入札価格調査失格者への入札参加制限

審査会の低入札価格調査において失格判定（失格基準価格に係る失格判定を除く。）を受けた者は、失格判定を受けた日から、3ヶ月以内に公告される都市整備部（住宅建築局及び旧建築部を除く。）、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）及び大阪都市計画局発注工事の入札に参加できないものとする。ただし、国際競争入札案件には、本入札参加制限の条件は付さない。また、国際競争入札案件で失格判定を受けた者は、国際競争入札案件以外の案件に対しては本入札参加制限を受ける。

第10 契約後の措置

低入札価格調査基準価格未満の価格で契約した工事について、工事品質の確保の観点から、下記に定める事項を実施するものとする。ただし、総合評価落札方式（技術提案型（高度））を適用する案件において、その目的達成に著しい支障が生じると認められる工事は別に定めるものとする。

- (1) 工事の重点監督
- (2) 下請次数の制限
- (3) その他、大阪港湾局長が必要と認める事項

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月26日から施行する。

ただし、令和8年度発注案件（電子入札公告「1 発注の内容 発注年度」が令和8年度となっている案件。令和7年度中に公告し、令和8年度に契約する案件を含む。）から適用するものとし、令和7年度発注案件（電子入札公告「1 発注の内容 発注年度」が令和7年度となっている案件）については従前による。